

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		市営住宅駐車場の使用許可		
根拠例規及び条項		多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 21 条の 2 第 1 項		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市営住宅駐車場に関する要綱(平成 4 年告示第 55 号)		
	基 準	条例第 21 条の 2 第 1 項に規定する別に定める台数は、要綱別表に定めるところによる。 使用者の選考は、要綱第 4 条に定めるところによる。 要綱第 4 条 使用の申込みをした者の数が別表に定める当該団地における台数を超える場合においては、当該使用申込みをした者のうちから、駐車場に困窮する実情等を調査して駐車場の使用者を決定する。 2 前項の場合において、駐車場困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより使用者を決定する。 3 前 2 項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、別に使用順位を定めて使用予定者を定めることができる。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 4～7 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 4～7 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考		平成 8 年 8 月 30 日から駐車場は共同施設として公営住宅法上位置付けられました。		